改訂に至る経緯について（遺族の抗議声明）

平成30年10月18日

遺　族

本年10月16日付で宝塚市いじめ防止対策委員会から声明が発表されました。声明では答申書改訂に関して「今後の再発防止に向けた本委員会と遺族との共通認識を一定形成し」たと言及されていますが、遺族の認識と第三者委員会の認識との間には大きな隔たりがあります。特に、遺族として当初の答申書に強い疑問を示したのは、以下のような理由によるものであることを、遺族の声明によって明らかにしたいと思います。

1.　答申書に看過しがたい矛盾があったこと

まず、第Ⅰ部と第Ⅱ部との間に結論が整合しない矛盾点があったことです。当初の答申書、第Ⅰ部では、いじめ加害行為を認定し、それらが生命の危険にも結び付く重大なものであると判断しながら、第Ⅱ部では、原因は不明であるとしました。この大きな矛盾について、遺族として問題を指摘したことが、改訂に至った経緯の第一です。特に、第Ⅱ部では、一部委員の単なる推測、憶測によって、自死に至る心理過程を描き出そうとしていました。家族の認識と全く異なる被害者の人格、性格、人となりを、委員の想像によって描写する手法は余りにも現実離れしており、調査で最も重視されるべき客観的な事実関係を無視した内容に、私たち遺族は強いショックを受けました。根拠のない推測を積み重ねた第Ⅱ部が、その他の箇所と整合しないはむしろ当然で、私たち遺族にとって、看過することができない重大な矛盾でした。この矛盾を指摘した結果として、大幅な改訂に至ったという経緯があります。

なお、第Ⅱ部の相当部分が改訂版で削除された経緯について、上記のように看過しがたい重大な矛盾を遺族から指摘した際、一部の委員から当該部分の訂正、削除を遺族に対して提案したことに始まったものです（提案に至る詳しい経緯は第2項で述べます）。答申書の説明会において当該委員は、私たち遺族に対して、第Ⅱ部で他の部分と矛盾する箇所を訂正、削除すると提案しましたが、遺族としては結論を委員会の判断に委ねました。その結果、委員会として第Ⅱ部の相当部分を削除、訂正すると合議で決したものであり、遺族としては、委員会の主体的な判断に基づき大幅な訂正に至ったものと認識しています。

以上のように、内容が相互に矛盾する状態のまま答申書を提出した委員会の基本的な姿勢には重大な疑義があり、委員会の内部で慎重な審議、検討がなされたのか、疑問を抱かざるを得ません。委員会の「声明」では、このような経緯が十分反映されておらず、遺族として遺憾に思うところです。

2.　「人間の死を語ること自体、冒涜だ」

さらに、自死原因について不明とした第Ⅱ部の結論に関して、一部の委員から「人間の死を語ること自体、冒涜だ」という指摘があったことも、答申書改訂の重要な契機となりました。当初の答申書では、自死の原因について「当事者と話し合うことができない限り、完全に解明することは困難である」という結論になっていました。つまり、自死した本人に聞かなければ、理由など分かるはずがない、そう断定する内容でした。だとすれば、調査しなくても結論を出すことができたはずです。まさに「結論ありき」ではないか。率直な疑念を調査結果に対して示しました。

すると、ある委員から「人間の死を語ること自体、冒涜だ」という暴言のような指摘が返されました。真実を知りたいという遺族の心情を踏みにじる返答に、私たち遺族は言葉を失いました。さらに、別の委員から「1 万人の自殺者がいるとしても、1 万人の自殺原因はいずれも分からない」という趣旨の指摘もなされました。

一部の委員が、自死原因は不明という結論を当初から抱いていたことをうかがわせる回答に対し、遺族として強く抗議しました。また、委員としての資質、適格性にも疑問を示しました。すると、当該委員の方から、第Ⅱ部の相当部分の削除、訂正を遺族に対して提案してきたのです。

自死の原因を調査することは、まさに「人間の死を語ること」であり、この調査が「冒涜だ」というのであれば、およそ全てのいじめ自死事案の調査は「冒涜」だということになってしまいます。だとすれば、この委員は当初から自死原因の調査を放棄し、原因不明という結論を、最初から出すつもりだったと考えざるを得ません。このようにいじめ防止対策推進法に基づく本件調査を「冒涜」と切り捨て、「結論ありき」で進められた調査のあり方に、遺族として疑問を呈した結果、答申書改訂に向けて再検討が進んだという経緯は、決して無視されて良いものではありません。

以上のように「結論ありき」の調査に遺族が異議を唱えたことから答申書の大幅な訂正に至ったという経緯があるにもかかわらず、宝塚市いじめ防止対策委員会の「声明」ではこの経緯が全く触れられていません。遺族として極めて遺憾に思うところです。

3.　不登校事案に関する調査が極めて不十分であり、資料の見落としがあったこと

次に、不登校事案が発生した際の事実関係と学校対応の適否に関する調査結果が極めて不十分だった点。宝塚市いじめ防止対策委員会の「声明」では、遺族が不登校事案について関連性がないと指摘したかのように述べていますが、明らかな事実誤認です。遺族としては、当初から不登校事案について資料を提供し、委員会の調査が及ぶよう協力していました。しかし、当初の答申書では、不登校事案についてほとんど言及がなく、また、当該事案の対応が適切であれば、本件自死が生起しなかった可能性があるという点も、曖昧かつ不十分なものにとどまっていました。そこで、改めて遺族から関係資料を提出し、学校対応の問題点、特に、不登校事案が発生した時点でいじめの連鎖を断ち切っていれば、本件自死を予防でき

た可能性があったことを改めて指摘したのです。その結果として、大幅な改訂に至ったものであり、その点に関する委員会の「声明」には重大な事実誤認があると考えています。

なお、不登校事案の調査不足を見ても明らかなように、委員会の調査では遺族が関連資料を提供したにも関わらず、聴き取り、資料収集、検証等が積極的に行われませんでした。特に、遺族からは調査期間中、不登校事案に関する資料提供を申し出ており、必要な情報を提供する旨も委員会に書面で伝えていました。明らかな見落としであったと言うほかありません。遺族が提供した資料の見落としがあったことは、一部委員も認めています。

以上のように、不登校事案に関する調査の不足が、遺族の意向によって生じたものであるかのように指摘する「声明」は、不都合な事実に蓋をするものであり、極めて不当です。遺族の心情を傷つける「声明」に対して強い憤りを覚えます。

4.　自死の原因に関する分析評価が不十分だったこと

さらに、自死の原因に関する分析評価が不十分であり、有効な再発防止策を確定することができない、という問題点を遺族が指摘したことも、「声明」では十分に触れられていません。当初の答申書では、自死の原因について曖昧な指摘にとどまっており、原因究明が不完全であるとの認識を禁じ得ませんでした。遺族として、その問題点を指摘すると共に、再発防止策を具体的に確定しない限り、今後も同じような悲劇が繰り返される恐れがあると繰り返し述べました。そして、再発防止策を検討する上では、原因を明確にすることが何より重要であることを委員会に対し何度も強調してきました。「原因なくして対策なし」という趣旨と、明確な再発防止策の必要性を遺族として繰り返し述べた結果が、「いじめ行為以外には、特に自死に結びつくような事柄は見当たらなかった」という結論に反映されたものと認識しています。

委員会の「声明」は、このような経緯について十分触れておらず、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

5.　まとめ

以上のように、宝塚市いじめ防止対策委員会の「声明」には、答申書改訂に至る経緯が正確に反映されているとはいえません。答申書に看過しがたい矛盾があったこと、一部の委員から遺族の心情を傷つける発言があったこと、不登校事案に関する調査不十分及び資料見落としがあったこと、自死原因に関する分析評価が不十分であったことなど、遺族が指摘した疑問に関して「声明」では何ら触れられておらず、遺族として極めて遺憾であると言うほかありません。宝塚市いじめ防止対策委員会として掲げた「遺族に寄り添うという」理念をもう一度、思い起こして頂きたいと願うと共に、この遺族声明を通じて、委員会に対して真摯な対応を求める次第です。